

資料提供年月日	平成30年2月14日		
問い合わせ先	課名	総務法制企画課	
	電話	直通 803-1081 内線 4455	
担当者	職名・氏名	担当課長	浅沼
	職名・氏名	副主査	島

広 報 連 絡 ＜市長記者会見資料＞

1 件 名

平成30年2月定例会市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

- ・岡山市庁舎整備基金条例の制定について（甲第24号議案）
- ・岡山市環境影響評価条例の制定について（甲第60号議案）
- ・岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例の制定について（甲第53号議案）
- ・岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（甲第34号議案）
- ・岡山市小規模企業・中小企業振興条例の制定について（甲第62号議案）

記者会見資料

担当課名	財政局財政課
担当者名	課長 西江 課長補佐 渡辺
連絡先	803-1146 内線：4410

岡山市庁舎整備基金条例の制定について (甲第24号議案)

1 制定の概要

本庁舎整備事業の財源に充てるため、岡山市庁舎整備基金を設置します。

2 制定の理由

- 他の施設整備と比べて多額な事業費を要すること。
 - 学校園の整備や、道路の整備では国庫補助や、交付税算入のある起債など有利な財源があるのに対して、本庁舎の整備ではほぼ見込めないこと。
- これらのことから、本庁舎整備目的のための基金条例を新たに制定するものです。

3 制定の背景

昭和43年に建設された現在の本庁舎については、築50年が経過し老朽化が進んでいることと、耐震診断結果から大規模地震により倒壊または崩壊する危険性が高いという結果がでています。

本庁舎の整備については、平成30年度当初予算において基本構想策定の予算計上を予定しており、今後整備内容が具体化してきますが、併せて財源の確保が必要となってきます。

将来世代に負担を先送りすることのない整備を進めるためにも、基金への積立を行っていかうとするものです。

4 基金積立の目標

- 事業費の1/2以上
- 毎年度の決算見込における歳入・歳出の差額（剰余金）を積み立てていく。

5 施行期日

公布の日から

担当課名	環境保全課
担当者名	課長 槇尾 自然保護係長 門田 技師 松下
連絡先	086-803-1284 内線 3992、3994

岡山市環境影響評価条例の制定について (甲第60号議案)

1 制定の背景

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントとは、大規模な開発事業をする際に、それが環境にどの程度影響を与えるのかを、事業者自らが事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して市民や自治体から広く意見を聴くことで、より環境に配慮した事業にしていこうとする制度です（資料参照）。

現在、岡山市における環境アセスメントは県条例に基づき実施することになっておりますが、岡山市自らの権限と責任において大規模な開発と環境との調和を図る必要があると考え、市独自の「岡山市環境影響評価条例」を制定することとしました。

2 条例の目的とポイント

○目的

岡山市自らの権限と責任において、大規模な開発と環境との調和を図り、市民が安全で安心な暮らしができる岡山市を実現していくことを目的としています。

○ポイント（県条例からの拡充点）

①事業の計画段階での手続きを導入

<効果>

- ・事業者は、市民や行政の意見を踏まえた柔軟な対応が可能

②市民参画の機会拡充

<具体例>

- ・事業の計画段階から市民に情報を提供
- ・環境影響評価を実施する前段階での住民説明会を義務化
- ・事業者が作成した書類の縦覧期間を県条例より長く設定
- ・住民意見に対する事業者の見解を公表する手続きを規定

3 施行までのスケジュール

○条例については、平成30年3月に公布し、平成31年4月に施行することを目指しています。

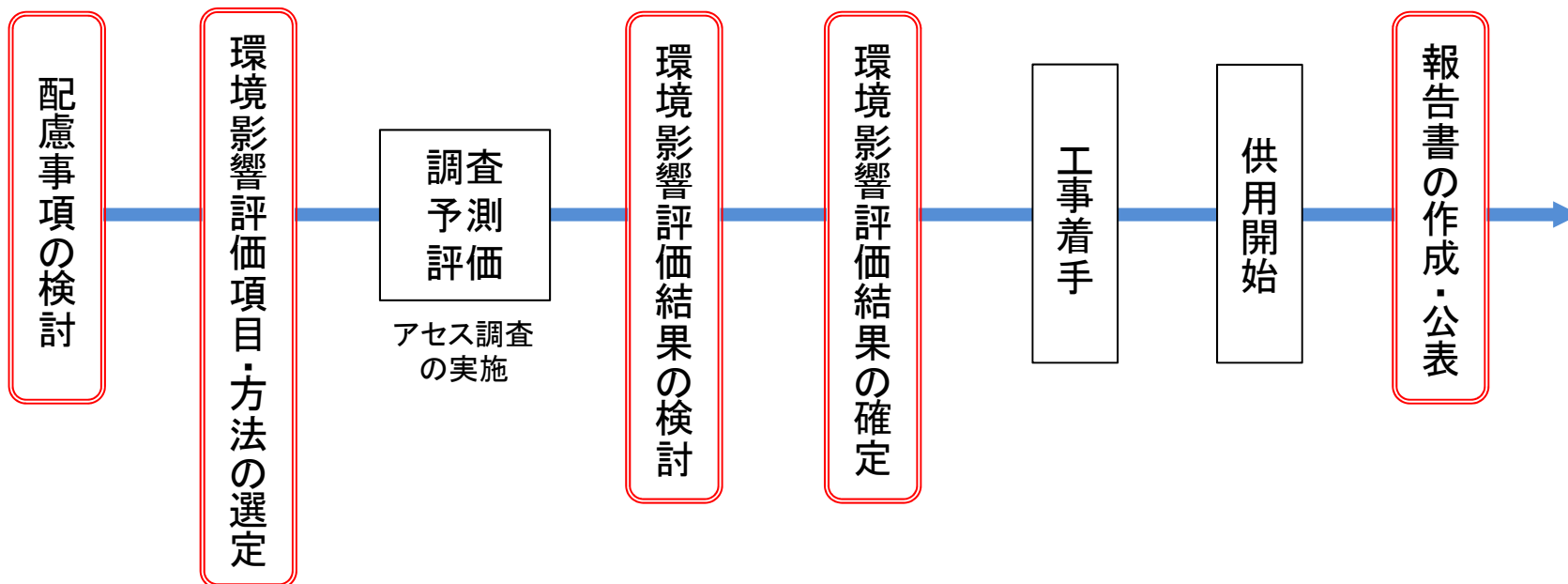
○平成30年度の中頃を目途に、こういった事業を対象とするかなどを定める「施行規則」や、事業者が行う調査の手法などを示す「技術指針」を制定し、約半年間の周知期間を設けた後、条例とあわせて平成31年4月に施行することを目指しています。

環境影響評価制度について

環境影響評価とは、大規模な開発事業をする際に、それが環境にどの程度影響を与えるのかを、事業者自らが事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して市民や自治体から広く意見を聴くことで、より環境に配慮した事業にしていこうとする制度です。

＜環境影響評価（環境アセスメント）手続きの流れ＞

【計画段階】 【環境影響評価】



記者会見資料

担当課名	障害福祉課
担当者名	課長 近藤 課長補佐 河本
連絡先	086-803-1236 内線 5730, 5736

岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例の制定について (甲第53号議案)

1 制定の背景

「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて平成23年に改正された「障害者基本法」において手話は言語であると規定され、平成26年には「手話言語法」の制定を求める意見書が岡山市議会で採択されています。また、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて国は、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、ユニバーサルデザインを取り入れた、誰もが住みやすい、共生のまちづくりを進めようとしています。

こうした動きをとらえ、手話を言語と認識し、手話をはじめとするコミュニケーション手段の普及、理解の促進を進めるため、「岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例」を制定することといたしました。

2 条例の目的とポイント

○目的

手話は言語であるという認識に立ち、障害者が手話をはじめとするコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、その普及及び市民への理解を促進する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

○ポイント

- (1) 基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、普及及び理解に取り組みます。
- (2) 施策の推進方針を策定して、総合的かつ計画的に推進します。

※取り組みの例

- ・手話通訳者、要約筆記者等の養成、派遣の充実を図ります。
- ・手話等に対する市民や事業者の理解を促進します。
- ・職員向け手話研修の充実を図り、職員の理解を促進します。

3 施行日

平成30年4月1日

岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例の構成図

前文

- 手話は、音声言語である日本語とは異なる言語と規定
- 手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解促進

目的(第1条)

- 1 手話を言語として位置づけ
- 2 手話等の普及、理解を促進
- 3 情報の取得や環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進

定義(第2条)

- ①障害者 ②ろう者 ③社会的障壁 ④手話等のコミュニケーション手段 ⑤合理的な配慮 ⑥コミュニケーション支援者

基本理念(第3条)

- 手話等が障害者の生活上必要不可欠であるという理解の下、障害者とそれ以外の人が相互に人格及び個性を尊重
- 障害の特性に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重
- 手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるとの理解を基本

市の責務(第4条)

- 1 手話等のコミュニケーション手段の普及及び理解の促進のための施策を総合的かつ計画的に推進

市民の責務(第5条)

- 1 手話等に対する理解
- 2 市の施策に協力するよう努める

事業者の責務(第6条)

- 1 手話等に対する理解
- 2 市の施策に協力と合理的な配慮に努める

施策の推進方針(第7条)

- ①施策の推進方針を市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項)や市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)において施策の推進方針を定める
- ②必要な措置を講ずる
- ③実施状況について関係者の意見を聴くものとする



手話を学ぶ機会の提供等(第8条)

手話等を用いた情報発信等(第9条)

公共施設における理解促進及び啓発(第10条)

施行日

平成30年4月1日

記者会見資料

担当課名	介護保険課
担当者名	課長 小藤 係長 原 口
連絡先	803-1242 内線：5780

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (甲第34号議案)

1 改正理由

介護保険料の額は、介護保険法に基づいて3年ごとに介護サービスの見込量及びサービス必要量の確保のための方策等を定める「介護保険事業計画」を基に決定されます。

今回の条例改正は、平成30年度から平成32年度までの第7期事業計画の策定に伴い、その間の介護保険料の額を定めようとするものです。

2 改正の概要

(1) 第1号被保険者(65歳以上の方)に係る介護保険料基準額(月額)を現行の6,160円のまま据え置きます。

(2) 所得の額等に応じて段階的に設定する保険料区分も現行どおりとし、各所得段階別の保険料額も現行と同額に据え置きます。

3 施行期日

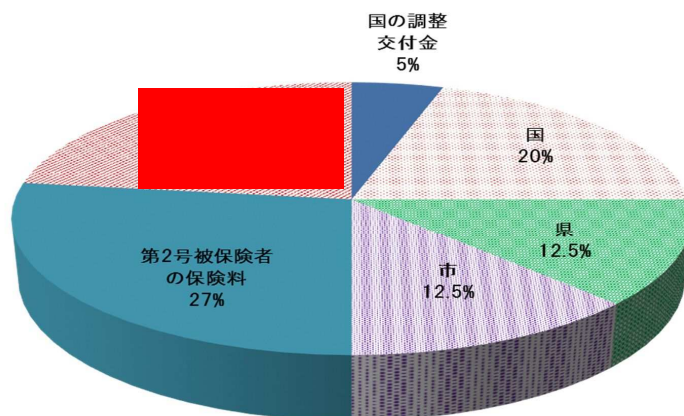
議決後、平成30年4月1日から施行する予定です。

第7期（平成30年度～平成32年度）の介護保険料について

給付費の財源構成

○介護保険事業に必要な費用は、公費（国、県、市）と、65歳以上の第1号被保険者の保険料、40～64歳の第2号被保険者の保険料で負担する

○第7期における第1号被保険者の保険料の負担割合は、23%

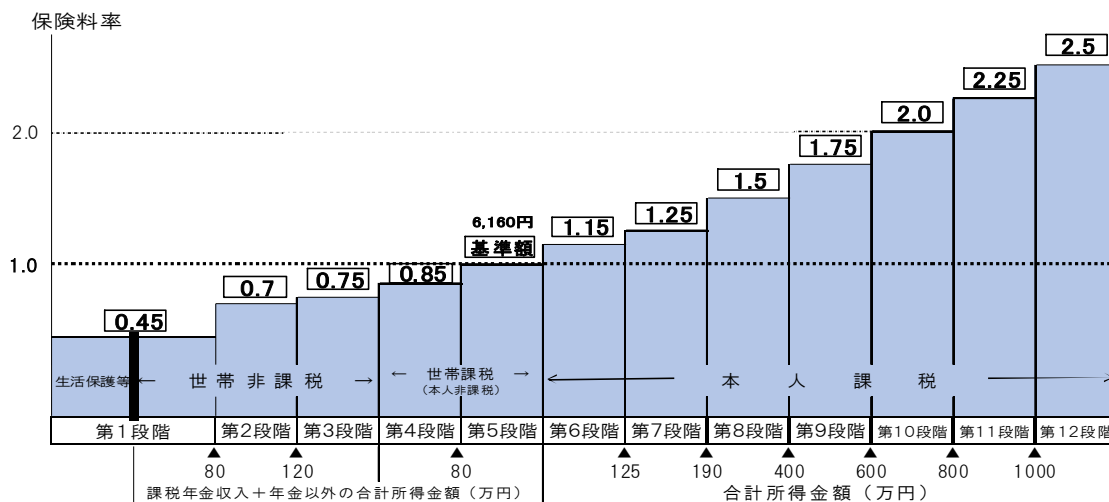


第7期の保険料額

- ・介護保険料は、3年の計画期間中に必要な費用を見込み、所得段階別に保険料額を設定し、徴収する。
- ・介護保険法施行令では、標準となる保険料の段階設定（9段階）が定められているが、自治体が各段階の保険料率や、市民税課税層の所得段階を弾力化して設定できることを規定している。

○基準額（月額）は、第6期と同額の6,160円に据え置く

○保険料の段階は、第6期と同じく12段階設定を継続する



第7期介護保険料段階区分（平成30（2018）～32（2020）年度）

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料額 (月額)
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.45	33,264円 (2,772円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.7	51,744円 (4,312円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が120万円を超える	基準額 ×0.75	55,440円 (4,620円)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.85	62,832円 (5,236円)
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円を超える	基準額	73,920円 (6,160円)
第6段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が125万円未満	基準額 ×1.15	85,008円 (7,084円)
第7段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が125万円以上190万円未満	基準額 ×1.25	92,400円 (7,700円)
第8段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が190万円以上400万円未満	基準額 ×1.5	110,880円 (9,240円)
第9段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	129,360円 (10,780円)
第10段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 ×2.0	147,840円 (12,320円)
第11段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.25	166,320円 (13,860円)
第12段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.5	184,800円 (15,400円)

※ 介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額で、医療費控除、扶養控除等の所得控除前の金額）から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。

資料提供年月日	平成30年2月14日	
問い合わせ先	課名	産業振興・雇用推進課
	電話	直通 803-1351 内線 4528
担当者	職名・氏名	課長 河田
	職名・氏名	室長 板野

岡山市小規模企業・中小企業振興条例の制定について
(甲第62号議案)

1 目的

小規模企業・中小企業振興に係る基本理念など本市の姿勢を明確にし、市の責務や関係者の役割等を明らかにして最近の国の法令改正等との方向性を一致させます。そして、地域の産業及び生活基盤を支えている小規模企業・中小企業が地域の経済及び社会にとって重要であるという認識を市民全体で共有し、地域社会が一体となって小規模企業・中小企業の振興に取り組み、その健全な発展を促進し、もって本市産業の振興を図るため、本条例を制定しようとするものです。

2 概要（裏面資料参照）

- 前文（条例の背景等）
- 第1章 総則
 - 第1条 目的、第2条 定義
- 第2章 中小企業の振興
 - 第3条 中小企業振興の基本理念、第4条 中小企業振興に係る市の責務、第5条～第10条 関係者の役割等、第11条 中小企業振興施策の基本方針
- 第3章 小規模企業の振興
 - 第12条 小規模企業振興の基本理念、第13条 小規模企業振興に係る市の責務、第14条～第19条 関係者の役割等、第20条 小規模企業振興施策の基本方針
- 第4章 産業振興計画等
 - 第21条 市の産業振興計画、第22条 施策及び計画への反映
- 第5章 財政措置
 - 第23条 市の財政上の措置
- 第6章 雑則
 - 第24条 委任

3 施行日 平成30年4月1日

<資料> 条例の概要

第1条（目的）

小規模企業・中小企業の振興に関する基本理念を定め、小規模企業・中小企業の健全な発展の促進が本市産業の振興及び市民生活の向上を図ることを規定

第2条（定義）

「小規模企業者」「中小企業者」「大企業者」「中小企業に関する団体」「金融機関」「学校」「市民」「経営の革新」「創造的な事業活動」「経営資源」の用語の定義を規定

第3条（中小企業振興の基本理念）

中小企業者の自主的かつ創造的な事業活動の助長、経営革新及び創業の促進等による成長発展、中小企業者が果たす役割の重要性の認識等を規定

第4条（中小企業振興に係る市の責務）

施策を総合的に策定・実施、国・岡山県・中小企業に関する団体等と連携・協力して効果的に施策を実施、基本理念に関する市民の理解を深めるよう情報提供等に努めることを規定

第5条（中小企業者の努力）

事業の成長発展のために自主的に経営の改善及び向上に努め、地域社会への貢献に積極的に取り組むよう努めることを規定

第6条～10条（中小企業振興に係る関係者の役割等）

「大企業者」「中小企業に関する団体」「金融機関」「学校」「市民」が中小企業者に対する理解や協力・支援等に努め、市が実施する施策への協力に努めることを規定

第11条（中小企業振興施策の基本方針）

中小企業者の経営基盤の安定・強化及び経営の改善、資金の円滑な供給、販路開拓、事業活動に必要な人材の確保及び育成、円滑な事業承継の促進等を図ることを規定

第12条（小規模企業振興の基本理念）

小規模企業者の持続的な発展が図られることを基本として推進することを規定

第13条（小規模企業振興に係る市の責務）

施策を総合的に策定・実施、国・岡山県・中小企業に関する団体等と連携・協力して効果的に施策を実施、基本理念に関する市民の理解を深めるよう情報提供等に努めることを規定

第14条（小規模企業者の努力）

事業の持続的な発展のために自主的に経営の改善及び向上に努め、地域社会への貢献に積極的に取り組むよう努めることを規定

第15条～19条（小規模企業振興に係る関係者の役割等）

「大企業者」「中小企業に関する団体」「金融機関」「学校」「市民」が小規模企業者に対する理解や協力・支援等に努め、市が実施する施策への協力に努めることを規定

第20条（小規模企業振興施策の基本方針）

小規模企業者の経営基盤の安定・強化及び経営の改善、資金の円滑な供給、販路開拓、事業活動に必要な人材の確保及び育成、円滑な事業承継の促進等を図ることを規定

第21条（市の産業振興計画）

施策を計画的かつ効果的に実施する等のため、産業振興に関する基本的な計画を策定することを規定

第22条（施策及び計画への反映）

小規模企業者、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を聴取し、施策や計画に反映することを規定

第23条（市の財政上の措置）

施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定

第24条（委任）

条例施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定